平成２５年（フ）第３３７号
札幌市北区新琴似９条12丁目４番３号　コーポ弘和３号
債務者　上藤　恭子（旧姓高森）
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９号
山形県酒田市若竹町１丁目６番２号
債務者　佐藤　久恵
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第２０号
群馬県高崎市上豊岡町180番地７　シティーパレス上豊岡107号
債務者　高桑　　純
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３０号
群馬県高崎市上滝村1065番地
債務者　味村　真一
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２０号
相模原市南区相模台２丁目６番17号　ラソネット相模台103
債務者　圷　　猛
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３８号
相模原市中央区田名3355番地29
債務者　中澤　照子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２９２号
大阪府羽曳野市高鷲６丁目12番31号
債務者　岡﨑　慈恵
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
大阪府羽曳野市島泉７丁目２番20―107号
債務者　保田まさ子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
大阪府藤井寺市小山５丁目４番９号
債務者　岸　眞由美
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
堺市西区浜寺昭和町１丁85―８、住民票上の住所堺市西区浜寺元町３丁351番地
債務者　松山　里英
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
大阪府富田林市西板持町２丁目１番７―201号
債務者　松下　政視
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
大阪府柏原市国分本町７丁目４番77号
債務者　櫻井友利子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
大阪府柏原市法善寺３丁目557番地の１　広光ハイツ302号、前住所大阪府八尾市宮町１丁目６番４号
債務者　玉田　理貴
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
大阪府松原市柴垣１丁目18番12号
債務者　藤原　勇介
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
堺市南区新檜尾台４丁16番21―309号
債務者　垣内　伸二
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
堺市南区宮山台４丁３番24―202号
債務者　山口　　孝
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
静岡県浜松市天竜区山東3588番地の11、前住所静岡県掛川市大渕983番地の２
債務者　栗下恵里子（旧姓山野邉）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

廃止意見聴取・計算報告の期日

平成２２年（フ）第３４５号
三重県四日市市松寺３丁目７番４号
破産者　株式会社エヌクリプト
廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後２時30分
平成25年３月１日　津地方裁判所四日市支部